会津地域課題解決連携推進会議設置要綱

1 設置目的

人口減少・少子高齢化が他地域より著しく、様々な課題が山積している会津 地区の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等が連携を強化して課題解決を図 るため会津地域課題解決連携推進会議(以下「連携推進会議」という。)を設 置する。

2 基本方針

- (1) 課題解決に当っては、要望のみにとどまらず、具体的な取組を行うこととする。
- (2)連携推進会議では連携による課題解決を図ることとし、市町村の個別課題対応は別途行うこととする。
- (3)連携による課題解決に向け、構成員全員が自ら率先して取り組むこととする。

3 構成

(1)連携推進会議

- ア 連携推進会議は、会津地方振興局長を座長として会津地方振興局管内13市町村長及び県関係機関等(別記)をもって組織する。
- イ 連携推進会議は連携すべき課題、連携方針、連携事業の取組状況等に ついて協議・助言する。

(2) 幹事会

- ア 連携推進会議に幹事会を置き、会津地方振興局次長を座長として会 津地方振興局管内13市町村副市町村長及び県関係機関等(別記)をも って組織する。
- イ 幹事会は、連携推進会議に報告する連携すべき課題・連携方針の協議、 連携事業の取組状況確認・具体的調整等を行う。

(3) 個別具体の取組組織

13市町村間、市町村と県、市町村と民間組織・関係機関など様々な連携組織は、それぞれの組織毎に具体的な取組を行う。

4 開催

連携推進会議及び幹事会は必要に応じて開催する。

5 庶務

連携推進会議の庶務は、会津地方振興局復興支援・地域連携室において処理する。

6 その他

この要綱に定めがない事項については別途協議する。

附則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

(別記) 県関係機関等の構成

	連携推進会議	幹事会
会津保健福祉事務所	所長	副所長
会津農林事務所	所長	次長
会津若松建設事務所	所長	次長
喜多方建設事務所	所長	次長
会津教育事務所	所長	次長
県立博物館	館長	副館長
公立大学法人会津大学	事務局長	事務局大学担当次長
南会津地方振興局	局長	次長
総務部	次長 (市町村担当)	次長 (市町村担当)